

令和4年8月26日付け県公報第341号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年3月28日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所

2 作業の種類

公共測量（砂防計画）

3 作業期間

変更前 令和4年8月17日から令和5年3月24日まで

変更後 令和4年8月17日から令和5年2月28日まで

4 作業地域

富士山周辺 1100平方キロメートル（作業地域全体のうち静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町）

=====

令和4年11月15日付け県公報第364号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年3月28日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所

2 作業の種類

公共測量（数値図化）

3 作業期間

変更前 令和4年11月7日から令和5年3月31日まで

変更後 令和4年11月7日から令和5年3月2日まで

4 作業地域

伊豆市の一部、賀茂郡河津町の一部